様式第78号(第28条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 受付印 | 　 |
| 　 | 事務所，事業所又は家屋敷に係る市民税申告書 |
| 年　　月　　日　　　　(申告先)土浦市長申告者　住所　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　　土浦市税条例第36条の2第7項の規定により申告します。 |
| 事務所等の区別該当するものを○で囲む | 1　事務所　　　2　事業所　　　3　家屋敷 |
| 事業所等の所在地名称又は屋号等 | 所在地 | 　 |
| 名称(屋号) | 　 |
| 納税管理人 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| (注)1　この申告書は，　　　年1月1日現在市内に事務所，事業所又は家屋敷を持つておられる個人の方で市内に住所を有しておられない場合，地方税法第317条の2第6項及び土浦市税条例第36条の2第7項の規定により3月15日までに提出していただくことになります。2　事務所，事業所又は家屋敷を持つておられるということは，その事務所，事業所又は家屋敷が現実にご自分の所有であるかどうかは関係がなく，事業の必要によりあるいは自己又は家族の居住のために設けられたものを持つているということを指すものであります。3　「家屋敷」というのは，自己又は家族の居住の用にするためにご自分の住所地以外の場所に設けた住宅をいい，それは常に住める状態にあればよく，現に住んでいるかどうかあるいはご自分の所有であるかどうかは問いません。例えば，別荘，別宅，マンション，アパート等がこれに該当しますが，自己所有のものであっても他人に貸し付けている住宅は該当いたしません。4　新たにこの申告書を提出しなければならない方は，地方税法第300条及び土浦市税条例第25条の規定により「納税管理人」を定めなければならないこととされていますので様式第35号による申告書も併せて提出してください。5　この申告書を提出しなければならない方は，　　　年度分市民税及び県民税の均等割額のみが課税されることになります。 |